

議案説明書

行政経営部 行政経営課

選挙管理委員会

提出議会：令和7年第5回定例会

1 案件名

議案第72号 佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例の改正について

2 概要

公職選挙法施行令の改正により、佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動用ビラ等の作成の公費負担に係る限度額を変更し、及び所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

(1)選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る限度額（第6条及び第8条関係）の改正については、公職選挙法施行令に規定された限度額に準拠しているため、同施行令で定められた基準額に改める。

改正前	改正後
7円73銭／枚	8円38銭／枚

(2)選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額（第11条関係）の改正については、公職選挙法施行令に規定された限度額に準拠しているため、同施行令で定められた基準額に改める。

改正前	改正後
316,250円＋541円31銭／枚 ×ポスター掲示場数	316,250円＋586円88銭／枚 ×ポスター掲示場数
ポスター掲示場数	ポスター掲示場数

なお、当該選挙におけるポスター掲示場の数については、投票区の数減じたことにより500を超えないため、関連する号を削除する。

4 その他の事項

施行日 公布の日